

道路管理者以外の者の行う道路工事承認基準および事務取扱要領  
(道路法第 24 条関係)

- 1 道路法第 24 条の規定に基づき、道路管理者以外の者の行う工事として歩道の改築をさせるものとし、その承認基準は次のとおりとする。
  - (1) 乗入幅は、別表の乗入規格表のとおりとする。
  - (2) 歩道改築工事は、別紙の乗入構造図によること。なお、示板、インターロッキング等、特殊な舗装が施されているときは、指示によること。
  - (3) 乗入個所は原則として出入対象施設について 1 個所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情がある場合、および特に大型の貨物自動車等の出入する場合は 2 個所まで承認することができる。
  - (4) 既設の乗入口と隣接する場合は、既設乗入口との間に原則として 3m の歩道を残すものとし、すみ切部については重複させることができる。
  - (5) 官民境界沿いに蓋が設置できる構造の側溝がある場合、戸建て住宅においては既設側溝を使用してもよい。蓋が設置できない構造である場合は、別紙の乗入構造図の側溝工により蓋を設置するか自由勾配側溝（縦断用または横断用）に改良すること。蓋は T-25 対応のコンクリート蓋またはグレーチング蓋（落ち蓋式）にすること。（既設側溝蓋が歩道用の場合は、車道用に取り替えること。）
  - (6) 店舗、集合住宅等で駐車場等利用車両が多い場所においては、自由勾配側溝（横断用）に改良すること。
- 2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる個所については承認しない。ただし、地理条件等特別な理由がある場合においては、道路管理者が個別に判断する。
  - (1) 横断歩道および前後 5m 以内の部分。
  - (2) 乗合自動車の停留所を表示する標柱または掲示板が設けられている位置から各 10m 以内の部分。
  - (3) 地下道の出入口および横断歩道橋の昇降口から前に 5m 以内の部分。
  - (4) 橋の部分
  - (5) トンネルの前後 50m 以内の部分
  - (6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分。
  - (7) 横断防止柵、ガードレールおよび駒止の設置されている部分。ただし、撤去について鯖江警察署と意見が一致した区間を除く。
  - (8) 交差点のなか、および交差点の側端または道路の曲り角から 5m 以内の部分。ただし、T 字型交差点の突きあたり部分を除く。
  - (9) バス停車帯の部分。（(2) の部分を除く）
  - (10) 交通信号機、道路照明等の移転を必要とする個所。ただし、これの移転または必要

な保護工事を行い得る場合で、当該工事を行うことを条件として承認申請をした場合を除く。

(11) 駐車場法による路外駐車場に該当する政令で定める事項。

3 次に掲げる場合は、承認を与えることができないものとする。

- (1) 民地内に自動車を保管する場所のないもの。
- (2) 交通量の少ない他の道路にも面し、直接乗入する必要の認められないもの。

4 第2項の禁止個所のうち、(2)(5)(9)号に該当する個所についてのみ自動車の出入の回数の少ない自家用車の乗入のために改築する場合には、原則として適用しないものとする。

5 第2項の禁止個所のうち、(8)号に該当する比較的交通量の少ない交差点では、交差点の側端または道路の曲り角から2m以内に禁止の区域を縮小することができる。

6 承認申請書および添付図書は次のとおりとする。

- (1) 申請書 様式1
- (2) 添付図書 位置図・平面図・断面図・必要に応じて構造図

7 承認条件は次のとおりとし、承認のとき付するものとする。

(1) 一般条件は次の各号のとおりとする。

一般条件

- 1 申請内容および以下に掲げる条件に違反したときは、承認を取消し道路を原形に回復させることがある。
- 2 工事着手前に道路交通法第77条第1項の規定による鯖江警察署長の許可を受け、道路管理者にそれを提示して指示監督を受けること。
- 3 承認を受けた工事期間内に着手できない特別の事情があるときまたは完成する見込みがないときはあらかじめ道路管理者に届け出て必要な指示を受けること。
- 4 工事により道路を損傷したときは、すみやかに市へ報告し道路管理者の指示を受けて、申請者の負担により復旧すること。
- 5 道路工事承認許可書および道路使用許可書は現場に掲示すること。
- 6 工事に起因し市及び第三者に損害を与えたときは、申請者の負担において損害を賠償する等の処置をすること。
- 7 工事の通勤・通学・その他交通ラッシュ時は避け、一般交通に支障を与えないよう特に注意することとし、危険防止のため道路管理者の指示により道路標識・柵・その他の防護施設ならびに夜間は赤色灯または黄色灯を設置しなければならない。

- 8 工事着手前に官民境界杭を道路管理者の立会いを受けて設置すること。
- 9 工事施工方法は申請のとおりに行うこと。
- 10 工事が完了したときは様式 2 工事完成届（工事写真等必要な図書）を提出し完成検査を受けること。
- 11 検査の結果、工事の方法および道路の復旧方法が適当でないときは、手直しを命ずることがあり、手直し等を命じられたときは、これに従い施工し、再検査を受けること。
- 12 当該工事に際しては、あらかじめ水道その他の占用物件について調査して占用物件に損傷を与えないよう配慮するとともに、万一破損を生じた場合は、ただちに道路管理者、警察署長および各占用者に連絡し指示を求め、その指示のもとに申請者の経費負担において速やかに原形に復旧すること。
- 13 土砂（残土含む）の搬入、搬出に際しては、道路汚損が生じないように配慮すること。
- 14 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
- 15 工事に要する費用は申請者の負担とし、その出来型は道路管理者に帰属するものとする。
- 16 将来、公共事業その他の事由で本施設の原状回復または変更を命ぜられたときは、申請者の負担において原状回復、または変更をしなければならない。また、道路管理者が引継ぎ後 2 ヶ年以内に申請工事に係る工作物の瑕疵を発見したときは道路管理者の指示により申請者の負担で補修しなければならない。
- 17 道路側溝へ、泥土を含め管理上支障のある物質を流出する恐れがあるときは、申請者負担により民地内で、除去施設を設け排水すること。
- 18 アスファルト舗装の歩道は、必ずカッターで切断した後に工事施工のこと。

#### 附 則

- 1 この道路工事承認基準及び事務取扱要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この道路工事承認基準及び事務取扱要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

別紙

乗入規格表

申請目的による通行の可能性のある自動車の種類により下表を適用する

| 車種          |        | 幅                  |                    |
|-------------|--------|--------------------|--------------------|
|             |        | マウンドアップ型           | セミフラット型<br>(フラット型) |
| 乗用車・貨物自動車等  |        | 4． 0 m<br>(図－1, 2) | 4． 0 m<br>(図－3, 4) |
| 大型貨物<br>自動車 | 6 t 以下 | 6． 0 m<br>(図－1, 2) | 6． 0 m<br>(図－3, 4) |
|             | 6 t 超  | 8． 0 m<br>(図－別途協議) | 8． 0 m<br>(図－別途協議) |

(注)

- 1 前面道路他地理条件および特別な理由により、市長が必要と認めたときは幅を最高 1 0 m以下とすることができる。
- 2 上記乗入規格が止むを得ず確保できない時は別途協議し定める。